

用途 vs 需要者素姓

1. はじめに

安全保障貿易学会第15回研究大会「日本の安全保障貿易管理の中長期的課題」セッションで「リスト規制該非判定ありきの管理をエンドユース重視に転換」という論旨に、共感致しました。国際レジームにリスト規制が存在する中で、該非判定を完全に省略することは困難でしょうが、「何のための管理か」という本質論に立てば「何でも彼でも該非判定、判定書類の書式も（こってりと）万全期せよ」のナンセンスさは明らかだと思うからです。

ただ共感しつつも、一つだけ気になることがありました。エンドユース重視も行きすぎれば「絶対主義」になって弊害が生ずるということです。練達の方には「釈迦に説法」と思いますが、しばしおつきあいのほど願います。

キャッチオール規制（以下「CA規制」と略記）対象地域案件について現地から用途情報を取るの当然のことです。またCA規制における眼目は「問題用途に使われるおそれ」のチェックですが、それと「機械的に用途情報を取り寄せて枘目を埋める」は似て非なるもの。「平和的な用途情報だったから」で思考停止してよいはずはありません。勿論だからといって「必ず徹底的に問いただせ」というわけでもありません。

用途情報にこだわり絶対視するのは不毛だからやめましょう、需要者の素姓情報と上手にバランスを取って（つまり相対化して）取引審査しましょう、と申し上げたいわけです。むしろ「需要者の素姓」に軸足を置き、「用途情報」はそれを補うものとして位置付けることが妥当である。そして「上手にバランスを取る」ためには需要者情報に対するリテラシーをとというのが本稿の主張です。

2. エンドユース「絶対主義」の5つの問題点

2-1 用途情報で×になる取引はあっても○にできる取引はない

たとえばその取引、「ミサイル部品の強度テストに使う」と現地から情報が来ておれば、即レッドカードです。しかし「金属部品の強度テスト」ということなら、必ずしも×とは限らない。

更に言うと、もし私が悪意あるミサイルメーカーなら、間違っても正直に用途情報は出しません。（「間違っても正直に答えてしまった」ケースが×になるということです）

つまり「平和的な用途情報だから○をつける」ことなどできないということです。

時折「需要者から誓約書を取った」だの「誓約書に社長が署名している」といった理由で審査を通そうとする手合いがありますが、全く意味のない話です。

2-2 用途チェックで癌は見つからない

常識で考えて、「ミサイル関連用途です」などと「正直に告白」する問題ユーザーがどこにいるのでしょうか？ 前項で申し上げたような「間違っても正直に答えてしまった」ケースぐらいのものではないでしょうか？

参考書やセミナーの例題ではしばしば「用途はミサイル関連部品と聞いた」式の設定が登

場しますが、そんなの誰が見てもフィクションです。

2-3 確な用途情報は（なかなか）取れない

一般に、現地に用途を尋ねて得られるのは通り一遍の情報どまりが殆どです。先ほどの例で言えば「金属部品の強度テスト」というレベルです。

また大学のような組織の場合、特定の研究のみに使うとは限りませんから、「金属の強度テスト」とか「金属の研究」といった書き方しかできないこともあります。（だからといって「用途は教育目的です」と書かれてもあまりうれしくありません。実際、そう書いてくる代理店も少なくないのですが） 極端なのになると、天秤の用途を大真面目で「重量測定」と書いてくる代理店もいるほどです。

ではがんばってしっかりした用途情報を取ればいいではないか？ ごもつともです。

しかし全数それができますか？ 中にはどう見ても安全牌という需要者も多いというのに。それに「どれぐらいしっかりした」情報であればよいのでしょうか？ 実は我々も「この大学ならこの程度の情報でいい」とか「あの企業の場合は相当なディテールまで要るぞ」と、需要者の素姓に照らして使い分けているのです。

2-4 世間が叩くのは素姓問題

社内審査を合格した案件が、後になって社会の批判にさらされる不運なケースを考えてみて下さい。

その場合に世間が言うのは「あんなアブナイ需要者に売りおって」です。「きちんと需要者をチェックしたのか？」です。「用途をチェックしたのか？」とは言われません。そんなときに企業が「平和的用途と聞いていたのですが」で申し開きをしても、好意的に受け止めてくれるマスコミはないでしょう。

2-5 「今回の用途」だけが問題とは限らない

例えばミサイル研究機関といえども、毎日ミサイル部品だけを研究しているわけではありません。関連性のある基礎研究をやる日もあるでしょう、アルバイトで民生品開発に取り組む日もあるでしょう。とすれば、**one of them** の用途情報で安心してよいのかという問題が出てきます。

もちろんそれはどんな需要者にも言える問題ですが、少なくとも「やっついそうなユーザー」の場合には、十分考慮する必要があるでしょう。ほら、ここでも「やっついそうか否か」という需要者素姓の問題が出てきました。

以上から「需要者素姓の方が本筋らしい」ということが見えてきたのではないのでしょうか？ しかし需要者素姓のチェックも必ずしもきちんと行われているとは言い切れません。

3. 「気合と勢い」の需要者審査

下記の表1・表2は経済省の「客観要件確認シート」の抜粋です。

<表1> 需要者要件の確認用リスト

| | |
|---|--------|
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |

<表2> 「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関する確認リスト

| | | |
|------------------------|--|--------|
| 貨物等の用途・仕様 | ① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | はい・いいえ |
| | ② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・いいえ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | はい・いいえ |
| | ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・いいえ |
| | ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・いいえ |
| | ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | はい・いいえ |
| | ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ |
| | ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・いいえ |
| | ⑪ 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ |
| | ⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ |

＜表 2＞つづき

| | | |
|------------------|--|--------|
| 対価等・保証等の条件貨物等の支払 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ |
| | ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・いいえ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・いいえ |
| | ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑰外国ユーザーリスト（20130909 貿局第10号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（20130909）貿局第10号 輸出注意事項25第27号）1.の（3）1）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。 | はい・いいえ |
| その他 | ⑱その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ |

いずれの表も、営業に記入を依頼すると即座に「全問；はい」にマルをつけ提出されます。

なるほど個々の項目を見ると、あまり引っかかりそうな感じは致しません。では具体的にどうやって回答したのかというと、例えば表2の①（明確な用途説明）なら

「現地から回答が来て桁目も埋まっているから“はい”とか

「理学部での教育目的とはっきり説明されているから“はい”あるいは

「XX用途とユーザー社長が誓約書で明言しているから“はい”

だったりします。

もちろん上記はいずれも誤りです。「明確な用途説明」とは、「合理的で納得できる説明」を意味しているからです。単に「需要者がそう言っている」というだけでは「あなたがそう信じている（信じたがっている）」にすぎません。

それでも営業は「気合と勢い」で「はい」と回答し、輸管も無定見にそれを通してしまうことが多いのです。

特に「みんなが取引している著名なユーザー」向け案件で、会社幹部から「超優良企業某社も取引しているぞ」と発言された場合など、その傾向が強いかと思います。仮にその案件が本当に問題なかったとしても、それは僥倖というべきでしょう。そのようなことが続くと以後審査基準がガタガタになり、「空気を読む取引審査」が横行しかねません。

この型の審査にはもう一つ重大な欠点があります。それは「なぜ“はい”と回答したか」を後から振り返ることができないことです。万一後日問題が生じたとき、これではお手上げ

です。

4. 需要者素姓チェックに軸足おいた濃淡管理を

ここまでの議論から言えることをまとめてみます。

- ① 「濃い用途情報」は容易に入手できない。しかし「軽い需要者」向けの場合はあまりこだわらなくてよい。
- ② 懸念要素がある「重い需要者」の場合は、「濃い用途情報」をとってしっかり審査する。
- ③ 「しっかり審査」とは、「問題用途に使われるおそれ」を判断することです。単に「詳しく尋ねた用途の中に懸念性あるものがなかった」ということではありません。「需要者の性格、使用部署などに照らして、その用途情報が納得いく」ものでありかつ「その用途以外で懸念分野に使われる心配を敢えてしなくてよい」かどうかを判断するのです。当然、判断の質が問題になります。これについては次章で更に考えます。
- ④ 「しっかり審査」に当たっては、結論だけでなく、判断の根拠・思考過程も記録しておくことが重要です。

御参考まで、「明らかガイドライン」のチェック用に私がおすすめする書式（表3）を添付します。（といっても、「はい・いいえ」の理由欄を追加した程度のものですが）

総じて「まずは需要者素姓」（もちろん用途チェックはするが、それで「癌は見つからぬ」と心得て）、その上で懸念情報の内容に応じて濃淡つけたチェックを、と言ってよいと思います。

5. 需要者情報に対するリテラシー

前章③からも明らかと思いますが、「問題用途のおそれ」を判断する際のベースは、需要者素姓の情報です。「用途のチェックだから用途情報があればよい」というものではありません。

なおここで「おそれ≒可能性の有無」だけを言うなら、どんな需要者であっても、またどれだけ深く調べたとしても「客観的におそれを払拭」することは論理的に不可能です。需要者の全職員の行動を監視もしない限り、「調べていない領域」が必然的に残ってしまいますから。「他の部署に貸し出され想定外の用途に使われたらどうするのだ？」とか「その可能性ゼロと保証せよ」などという御仁にお目にかかることがあります。そのような保証はそもそも不可能な話なのです。審査においてなすべきは、「敢えてそうした心配をしなくてよさそうな需要者であるか」の判断まで。それ以上はできもしないし、必要ありません。この議論からも、需要者情報とその上に立っての判断の重要性が明らかかと思えます。

本章で申し上げたいのは「濃い情報をとる」だけでなく「しっかり主観で判断する」のが必要ということです。情報の「量で勝負」ではいけない。それを「どう理解し、どのよ

うな基準で判断するか」が大事なのです。すなわちリテラシーが問われるということです。

リテラシーの重要性が顕著なのは、懸念情報の深刻さが中程度の需要者です。

すなわち外国ユーザーリストに掲載がなく、かつ表1の条件にも引っかからないけれど例えば軍傘下にある、国防筋への納入歴がある、CISTECのChaserデータベースに掲載されているという需要者のケースです。法令上は問題なさそうだが「気持ち悪い」取引（まさに主観的表現！）をどう考えるか？ 特に3章で触れた「みんなが取引している著名なユーザー」案件をどう考えたらよいのか？

世の中には「需要者に少しでも懸念情報（例えばChaserに掲載）あれば無条件に取引辞退」という方もあります。それも一つの見識だと思います。そういう方は迷われることもないでしょう。

例えば『対中国輸出管理入門』（CISTEC）に清華大学が「軍事四証」を獲得という記事があります。これを見て「やっぱり中国の大学は怖いね、やめた」と即断できる（後で他社が取引していると聞いても動揺しない）のは敬服に値します。もっとも「そうでない普通の方々（実は私もその一人）」の方が多いと思いますので、以下はそうした「多数派」の方々を念頭に、是々非々による管理を考えてみます。

ところが問題は「是々非々」を実行するための考え方を誰も紹介してくれないことです。もちろん企業によりバックグラウンドはまちまちですから、1つのやり方をお仕着せにすることはできません。そこで参考書などは「あとは自分で考えよ」とか「とにかくしっかり調べよ」という書き方ですませしてしまうのですが、筋道立てて考えるのはよほどの巧者でなければ難しいものです。あからさまにいうと、その時々雰囲気やフワフワと審査する企業が多いのではないのでしょうか？

例えば「清華大ならみんな知っているエリート校だからいいだろ」と直感で色付けし「平和的用途情報だった」と予定調和的に自分を安心させてOKする人もいるでしょう。直感は大切ですが、それだけだと、世間の風向きが変わったときに「中国の理系エリート校などアブナイに決まっている、付き合うなど狂気の沙汰だ」とあっさり変節する展開になりかねません。

反対に、「慎重審査という以上はどこまでも」と用途情報の徹底調査を進めるうちに失注（欧米品を買われる）してしまい、次の機会には反動で「（平和的用途情報があり）法的に規制外なら問題ないだろ？」と超積極派に転ずる人もいるかと思えます。

どちらの例も情報の読み方に基準がないための悲喜劇といえます。では情報を読むとはどういうことでしょうか？ 以下はあくまでも一例ですが御参考まで。

第一歩は使用部署を調べることでしょう。清華大学の中でも環境学院とか建築学院であれば多少安心な感じ。信息科学技術学院とか理学院だと一概には言えないので、更に詳しく部署名や研究室名を見ていくわけです。航天航空学院や核能与新能源技術研究院だと心配な感じも強いでしょうから、やはり詳しく突っ込みたいところです。（「即アウト」とする考え方も有力です。）

次はその使用部署についての懸念情報があるかです。Chaser 情報で言及があればその内容にも注意します。そこで言及がなくても、機微な感じの学部や研究室であれば Web なども見っておきます。

そうやって「やっていそうな組織・部署」「やりかねない組織・部署」かどうかの見当をつけた上で用途情報の吟味にかかるというわけです。

用途情報は、まずその部署にふさわしい内容かどうかです。材料学院の「食品検査」をありえないとは申しませんが、そういう場合は事情を突っ込んで聞く必要があります。

(現地代理店が他ユーザーの審査時のファイルを使いまわして修整を忘れたのが原因ということも少なくありません) 次いでその用途の評価。そして「それ以外の用途」をどの程度心配する必要があるかを考えます。(この段階で「やりかねない組織・部署」かどうかの評価が意味を持ちます)

そして最後に、どの程度までリスクを許容するか、自らの物差しにより判断を下すわけです。

以上の例からも、需要者情報とそれに対するリテラシーの重要性が見て取れることと思います。ついでに我田引水を承知で「取引審査に関する専門的技能の重要性も」と申し上げて結びと致します。

(2014. 9. 22)

<表3> 「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するヨネミツ式確認リスト

※ そもそも質問事項の対象外（例えば「当該貨物」がスタンドアロンの装置で「同時に使う設備」も「原材料」も存在しない場合の⑦⑧）の場合は、「はい・いいえ」の回答不要。代わりに備考欄に理由（例えば「同時に使う設備・原材料なし」）を記入。

※ ①備考欄でいう「最終的に何に貢献するか」とは、例えば「航空機産業の下請け工場」向けで直接の用途が「金属製品の検査」の場合における 「航空機製造」といった情報のこと。

| 項目群 | 質問事項 | 回答 | 備考 |
|--------------------------------|---|------------------------------|--|
| 貨物等の用途・仕様 | ① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関して納得できる説明がある | はい・ いいえ | 用途； (最終的に何に貢献するか分かっていればそれも併せて) 使用部署； |
| | ② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・ いいえ | |
| ・貨物等の設置場所等の条件 ・貨物等の設置場所等の状態 | ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | はい・ いいえ | 設置・使用場所； |
| | ⑤ a 当該貨物等の設置場所・使用場所は 軍事施設内・軍事施設に隣接している地域 ・立ち入りが制限されている等の 高度の機密が要求されている地域でない。 (上記 a が「いいえ」の場合の追加質問) b 用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・ いいえ はい・ いいえ | |
| | ⑥ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・ いいえ | |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・状態 | ⑦ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・ いいえ | |
| | ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | はい・ いいえ | |
| | ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・ いいえ | |
| | ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・ いいえ | |

<表3>つづき

| 項目群 | 質問事項 | 回答 | 備考 |
|------------------------|--|------------|--------------------------|
| ト、表示、 梱包等における 状態 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・ いいえ | |
| | ⑪輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・ いいえ | |
| | ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・ いいえ | |
| 条件貨物等の支払 対価等・保証等の | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・ いいえ | |
| | ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・ いいえ | |
| 据付等の辞退や秘密 保持等の状態 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・ いいえ | |
| | ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・ いいえ | |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑰a 外国ユーザーリストに掲載されている | はい・ いいえ | 「はい」の場合は、そこに記載された懸念兵器種別； |
| | (aが「はい＝掲載あり」の場合の追加質問) b 契約品は補完規制通達中の「おそれの強い貨物例」に含まれるものである | はい・ いいえ | 「はい」の場合は、そこに記載された懸念用途種別； |
| | (a・bがともに「はい」の場合の追加質問) aの備考欄に書いた懸念兵器種別と、bの備考欄に書いた懸念用途種別が一致する | はい・ いいえ | |
| その他 | ⑱その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・ いいえ | |

<表4> 「おそれの強い貨物例」(「非ホワイト国」全般向け)

| 品目 | 懸念用途 |
|---|--------------|
| 1. リン酸トリブチル (T B P) | 核兵器 |
| 2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維 | 核兵器、ミサイル |
| 3. チタン合金 | 核兵器、ミサイル |
| 4. マルエージング鋼 | 核兵器、ミサイル |
| 5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管 | 核兵器 |
| 6. しごきスピニング加工機 | 核兵器、ミサイル |
| 7. 数値制御工作機械 | 核兵器、ミサイル |
| 8. アイソスタチックプレス | 核兵器、ミサイル |
| 9. フィラメントワインディング装置 | 核兵器、ミサイル |
| 10. 周波数変換器 | 核兵器 |
| 11. 質量分析計又はイオン源 | 核兵器 |
| 12. 振動試験装置 | 核兵器、ミサイル |
| 13. 遠心力釣り合い試験器 | 核兵器、ミサイル |
| 14. 耐食性の圧力計・圧力センサー | 核兵器、ミサイル |
| 15. 大型の非破壊検査装置 | 核兵器、ミサイル |
| 16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置 | 核兵器 |
| 17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置 | 核兵器 |
| 18. 大型発電機 | 核兵器 |
| 19. 大型の真空ポンプ | 核兵器 |
| 20. 耐放射線ロボット | 核兵器 |
| 21. T I G溶接機、電子ビーム溶接機 | 核兵器、ミサイル |
| 22. 放射線測定器 | 核兵器 |
| 23. 微粉末を製造できる粉砕器 | ミサイル |
| 24. カールフィッシャー方式の水分測定装置 | ミサイル |
| 25. プリプレグ製造装置 | ミサイル |
| 26. 人造黒鉛 | 核兵器、ミサイル |
| 27. ジャイロスコープ | ミサイル |
| 28. ロータリーエンコーダ | ミサイル |
| 29. 大型トラック (トラクタ、トレーラー、ダンプを含む) | ミサイル |
| 30. クレーン車 | ミサイル |
| 31. 密閉式の発酵槽 | 生物兵器 |
| 32. 遠心分離器 | 生物兵器 |
| 33. 凍結乾燥機 | 生物兵器 |
| 34. 耐食性の反応器 | ミサイル、化学兵器 |
| 35. 耐食性のかくはん機 | ミサイル、化学兵器 |
| 36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器 | ミサイル、化学兵器 |
| 37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔 | ミサイル、化学兵器 |
| 38. 耐食性の充てん用の機械 | ミサイル、化学兵器 |
| 39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (U A V) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く) | ミサイル、生物・化学兵器 |
| 40. U A Vに搭載するよう設計された噴霧器 | ミサイル、生物・化学兵器 |

<表 5> 「おそれの強い貨物例」(シリア向けの追加品目)

| 品目 | 懸念用途 |
|---|---------|
| 1. ドラフトチャンバー | 化学兵器 |
| 2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具 | 生物・化学兵器 |
| 3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、 ジクロロメタン(75-09-2)、 N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、 臭化イソプロピル(75-26-3)、 イソプロピルエーテル(108-20-3)、 モノイソプロピルアミン(75-31-0)、 臭化カリウム(7758-02-3)、 ピリジン(110-86-1)、 臭化ナトリウム(7647-15-6)、 ナトリウム金属(7440-23-5)、 トリブチルアミン(102-82-9)、 トリエチルアミン(121-44-8)、 トリメチルアミン(75-50-3)、 アセチレン(74-86-2)、 アセトン(67-64-1)、 アンチモン(7440-36-0)、 砒素(7440-38-2)、 三酸化二砒素(1327-53-3)、 Bis(2-chloroethyl)ethylamine hydrochloride (3590-07-6)、 Bis(2-chloroethyl)methylamine hydrochloride (55-86-7)、 ベンジル(134-81-6)、 ベンズアルデヒド(100-52-7)、 ベンゾイン(119-53-9)、 1- ブロモ-2-クロロエタン(107-04-0)、 塩素(7782-50-5)、 ジエチルエーテル(60-29-7)、 ジエチルアミン(109-89-7)、 ジメチルエーテル(115-10-6)、 N, N-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、 ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、 エチレン(74-85-1)、 二塩化エチレン(107-06-2)、 エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、 エチルブロマイド(74-96-4)、 塩化エチル(75-00-3)、 エチルアミン(75-04-7)、 酸化エチレン(75-21-8)、 フルオロアパタイト(1306-05-4)、 ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、 | 化学兵器 |

| | |
|---|------|
| <p> 硫化水素(7783-06-4)、 イソシアン酸メチル(624-83-9)、 イソプロピルアルコール(濃度が95%以上のもの)(67-63-0)、 マンデル酸(90-64-2)、 メチルアミン(74-89-5)、 メチルブロマイド(74-83-9)、 塩化メチル(74-87-3)、 ヨウ化メチル(74-88-4)、 メチルメルカプタン(74-93-1)、 エチレングリコール(107-21-1)、 ニトロメタン(75-52-5)、 オキサクロリド(79-37-8)、 ピクリン酸(88-89-1)、 硫化カリウム(1312-73-8)、 チオシアン酸カリウム(333-20-0)、 キナルジン(91-63-4) 塩化チオホスホリル(3982-91-0)、 トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、 亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、 塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、 次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、 無水硫酸(7446-11-9) 黄リン(12185-10-3)、 赤リン(7723-14-0) </p> | |
| 4. ジエチレントリアミン(111-40-0) | 化学兵器 |
| 5. ブチリルコリンエステラーゼ、 臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、 塩化オビドキシム(114-90-9) | 化学兵器 |
| 6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス | 生物兵器 |
| 7. バッチ式遠心分離器 | 生物兵器 |
| 8. 発酵槽 | 生物兵器 |
| 9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、 弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔 | 化学兵器 |
| 10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン | 生物兵器 |
| 11. 真空ポンプ又はその部分品 | 化学兵器 |
| 12. 化学物質の分析装置、検知装置又はその部分品若しくは附属装置 | 化学兵器 |